

令和6年度第1回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和6年5月22日（水）午後2時～

場所：保健福祉センター 5階 501会議室

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 議事

(1) 会長及び職務代理の選出

- ・ 会 長 館合 みち子 委員（委員の互選により選出）
- ・ 職務代理 中尾 隆徳 委員（会長の指定により選出）

(2) 大和市子ども・子育て支援事業計画の内容と大和市子ども・子育て会議について

事務局：（資料に基づき説明）

会 長：ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委 員：昨年度までの会議でも質疑をさせていただいたのですが、資料1の「点検と評価」のところに「子ども・子育て会議の審議を踏まえる」と記載があるのですが、審議と協議は少し似ているようで似つかない部分があるかと思うのですが、その時の会議ではこちらの会議は諮問の会議なので審判を下すという会議ではないというご説明があったかと思うのですが、こちらに「子ども・子育て会議の審議を踏まえる」と記載がありますが、こちらについてご説明願いますでしょうか。

会 長：事務局から説明をお願いします。前回の説明では、協議を取るとおっしゃったのですね。

委 員：こちらの会議は諮問の会議だというご説明があり、議事録にも載っているかと思いますが、この記載だと審議を踏まえるということなので審議を踏まえてよい会議なのか、そちらの方向性をお伺いできますか。

会 長：資料で文言が使われています、「審議」そのところを少し噛み砕いて説明をお願いします。

事務局：「点検と評価」につきまして、点検・評価は、毎年こちらの子ども・子育て会議において計画に係る取組の進捗状況とそれに関わる評価を皆様のお声を聞きながら進めていくことから、子ども・子育て会議の声を踏まえて評価を出していただく、という意味で審議という表現を使っているところです。

会 長：皆さんの話し合いの場ということで決議を出すということではないということですね。

事務局：そのとおりです。

委 員：ニュースでも保育の質と量の問題というのがとても言われておりますが、量の問題は頭の中で整理できたのですが、質の向上というところで職員の配置改善や処遇改善、これで保

育の質は向上するのかというところが私はとても疑問なのですが、事務局からご説明いただけますでしょうか。

事務局：量から質へ保育に求められているものが変わってきているということは、ほいく課としても実感しているところです。この計画の中での質の向上に向けて、職員配置の改善や処遇改善は、その一翼を担うものであるということはおそらくどなたも否定はしないと思います。ただ、これだけで達成されるものではないということはおほいく課としても承知しており、まずは計画を見直し、作っていく中で議論しながら計画の中に盛り込む等、事業につなげていければと考えているところです。

委員：なぜ、質問させていただいたかという、職員配置も改善しました、処遇も改善しましたと言っても、なぜか大和市内の中でも保育園の先生がいなくなってしまうことが現実にあるわけで、そこは、やはりこれまでの改善や配置の仕方では解決できない部分もあるのではないかと思いますので、意見をさせていただいた次第です。

(3) こども部 令和5年度事業報告及び令和6年度事業について

(4) 第二期子ども・子育て支援事業計画進行管理

(5) 次期計画 施策の方向性について

事務局：(議事3・4・5は一括審議、資料に基づき基本目標1について説明)

会長：ただいま説明のあった基本目標1について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委員：3点あります。まず1点目が個別目標とその取組状況の②「教育保育の質の向上」のところに「職員の収入を3%引き上げた」と記載がありますが、これは処遇改善等加算Ⅲや保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業のことを指しているのでしょうか。これだけ見ると、大和市独自の補助金に見えるのですが、処遇改善等加算Ⅲや保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業のことであるならば国からの補助金だと思いますので、そちらをご説明していただきたいというのが1点目です。

会長：保育の質のところは3%引き上げとなっていますが、市独自のものなのか、国のものなのかご説明をお願いします。

事務局：委員のご指摘のとおり、基本的には国の制度で執り行った処遇改善とご理解いただければと思います。

委員：あえて市の計画の中に入れていたというのは、何か意味があるのですか。

事務局：資料の左側に関しては、取組状況ということなので、市に限らず保育情勢を取り巻く対応の中で記載をさせていただいたものです。

委員：続いて2点目、同じく②「教育・保育の質」のところ、「施設監査などを行っています」という記載がありますが、こちらは確認監査と施設監査の両方があると思いますが、幼稚園は大和市の確認監査の対象だと思いますが、監査に入っていない様な状態もあるかと思

います。その辺りの実施率についてご説明いただいてもよろしいでしょうか。

事務局：まず施設監査と確認監査について説明すると、施設監査は、その施設の設置を認可している認可権者として行うものでございます。市では、小規模保育事業という主に 0～2 歳の保育を行う小規模の保育園の施設監査を行います。一方、認可保育所等に関しては、認可権者は県になります。確認監査は保育の無償化や、金銭面等の補助を出す、あるいは給付をするという中で適正な人員配置ができていかなどを確認するものでございます。監査の実施に関しては、実際に施設を訪問するだけではなく、いただいた書類等で給付審査等をさせていただくものもあります。昨年度何施設行ったか等の数値は持ち合わせがないので、後日改めて事務局から回答させていただければと思います。

委員：もう一つ、現状と課題のところ「こども誰でも通園制度」について言及がありますが、こちら制度として注視していかなければいけない部分だと思います。大和市においてはモデル自治体として応募していない状態を鑑みた上で、こども誰でも通園制度よりも先に 2025 年の 4 月からハローワークとして保育所の育休延長の制度が変わりますが、先に始まるそのことについて触れられていません。私の意見としては触れるべきだと思うのですが、どうして触れていないのかご説明いただけますでしょうか。

事務局：育休延長の制度については、この会議の趣旨に則りご意見として拝聴いたします。

こども誰でも通園制度については、ニュース報道も含めて未就学児の保護者いわゆる子育て世帯から注目されている話であることから、代表的な取組として記載しております。ただ、現段階でこども誰でも通園制度に関して、国から詳細な仕組み等が示されておられません。対象が 0～2 歳の低年齢児であることや、給付制度となることなど、これまでの一時預かり事業に比べ、異なる仕組みになると思っております。

大和市の現状は、待機児童はいないものの、保留児童が年々増えております。施設の稼働率も上がり、受け入れている定員数もほぼ 100%となっています。0 歳児クラスなどで空いているところも若干ありますが、大きく空きがあるような状況ではないので、どのようにしてこども誰でも通園制度を実施していけるか市としても懸念をしている部分がございます。それらを含め、国の動向を見定めているところであり、どこまで取り組めるのかというのも、今の時点ではっきり伝えることができない状況です。今後についてもこの辺を注視していきたいという意味で記載しているものです。

委員：委員が先ほどおっしゃっていた 2025 年にはじまる制度について、私は保育園の制度にあまり詳しくないのでどのようなものか知りたいのですがご説明願えますか。

委員：育休休業中に保育所を申し込みするときに、今までは、仕事復帰を子どもが 1 歳になるまで、もしくは 2 歳のどちらにするか、育休延長するかということを考えると思います。育休延長に関して企業によっては、保育園に入れなかったら育休延長を認めますというケースが存在しており、制度自体はそうなのですが、中には育休延長したいがためにわざと保育園に落ちるような方も一定数いて、それは国の制度が悪いと思うのですが、そのような方がいるために、一つの園に申し込みが集中し 100 人超えというようなケースが発生して

いるという社会的な問題があり、それを国として是正するために育休延長の厳格化がこれから始まる予定です。

事務局から何か補足はありますか。

事務局：委員からご説明いただいたとおりです。今の待機児童や保留児童の考え方がある中で、保留児童のことを隠れ待機と表現するような報道も時折ございます。各市町村では待機児童のみならず保留児童の解消に向けて取り組んでいます。今、委員がおっしゃったようなことが生じている状況です。国のスキームとしては、ハローワークで育児休業給付金の受給期間延長に関する審査を厳格化するものがございます。そうすると、結果として、一園のみを希望して保留児童となっていた方、つまりは育休を延長されている方に対して、複数の園を紹介する必要があることや、結果的に育児休業の延長が認められなかった場合、大和市の状況では、保育所等の受け入れ可能枠に余裕があるわけではないので、待機児童の状態になってしまうかと思われます。育休延長制度の厳格化についても、ほいく課としては、国の動向を見定めていかなければいけないという意味では、こども誰でも通園制度と状況は変わりません。どちらかという直接的に市民の方々が使うサービスという意味では、こども誰でも通園制度の方が注目度が高いと考え記載しておりますことをご理解ください。

会長：市民の皆さんにすれば、こども誰でも通園制度の方が自分に関わってきますが、これからは別の部署とも関わっていかないと子育てに関する事業は難しくなってくるかと思いません。他にありますか。

委員：今、基本目標の5本柱に対して一つ一つの取り組み状況と今後の計画の方向性を説明いただいておりますが、そもそもこの5本柱そのものの見直しは検討されたのか、お聞きしたいです。この5本柱のそれぞれの守備範囲は5年前に設定した内容だと今はだいぶ変わっていると思うのですが、見直しがどの程度されているのか伺いたいです。

会長：ダイジェスト版の6頁のところ、変更等も含めてどの様な検討をされたのかということによろしいでしょうか。

委員：内容の変更があるなら教えてください。変更がなければどの様な検討がされていますか。

事務局：この「子ども・子育て支援事業計画」は、国で定められた5年間の法定計画でございます。基本理念、基本目標を5本設けておりますが、第二期計画の策定時にこの基本目標とそれぞれの個別目標など計画の体系をこの会議で議論していただいたところでございます。当然、5年間の計画期間中に評価の進行管理を行います。基本目標や個別目標等について、変更することはありませんが、子ども・子育て支援事業計画は、保育の確保方策については、保育の需要量や確保方策等の目標数値を落とし込んで作られているもので、5年間に計画と乖離する状況もございますので、中間年度の令和4年度に数値目標について見直しを行ったところでございます。

委員：先ほど、こども誰でも通園制度の話がありましたが、現状と課題の③に、「待機児童対策に注力しつつ、不適切保育の防止や質の向上への取組」とあり、施策の方向性の②に「不

適切保育を防止するとともに、児童との好ましくない関わりについても改善に繋げるなど、保育の質が確保されるよう努めてまいります」とあります。先ほど、ほいく課長から、「今、保育現場はかなり定員がいっぱい」という話がありましたが、実際、こども誰でも通園制度が今後実施されます。さらに不適切保育の防止については、2年ほど前に大きく話題になっている話です。現状は、おそらく現場の先生は一生懸命保育されていて、今いる子ども達を見てくれていると思います。それに対して、発達のゆるやかな子ども入所している状況もある中で、この質の向上や不適切保育の防止をするとともに改善につなげるというところも、市の取組としてどのようなことを考えているか、書いていただけるとわかりやすいと思います。

会 長：これまでどのような取組があったのか、またこれからどのような取組をするのかということも含めて事務局からの説明をお願いいたします。

事務局：これまでの取組としては、先ほどご説明させていただいた施設監査や確認監査もその一つであります。また、ほいく課で実施する研修について民間の保育園にもお声掛けし、保育士の資質向上、学習機会の提供などを行っております。引き続きこれらの事業は充実させていきたいと考えております。また、質の向上に向けて、保育士の確保も公立園に限らず、民間園とも連携しながら今まで以上に取り組んでいかなければいけないと思っています。

委 員：関連して、潜在的な保育士の職場復帰のところで、保育士職場体験の実施はどれくらいの成果があったか数値はわかりますか。

事務局：公立保育園では職場体験を実施しており、可能な限り追跡もしておりますが、どちらかというと意識を向上させるための研修的な側面が大きく、その方々が本市でどれだけ採用につながっているかについては、ただいま具体的な数値を持ち合わせておりません。取組は進めておりますが、あまり再就職等にはつながっていないのが現状だと理解しております。

委 員：とても切実な問題で、民間の保育園でも文化創造拠点シリウスのフロアを使って、職場復帰等を進めるイベント等を行っていた状況ですが、そのようなところにもっと力を入れないと次のステップに進んでいかないのではないかと思いますのでよろしくをお願いいたします。

委 員：保育の質、保育者の確保は、おそらく、現状どこの市・県でも保育者を確保するために行ったり来たりがあると思っています。結果的にAからB、BからA、BからCのような状況が起きている中で、大和市の保育者確保、のために市外・県外からの確保や保育園や幼稚園に対する魅力のあるアピール等については現状どのようにされていますか。

事務局：現在、市として民間保育所に直接支援というのは、資料に記載しているとおり、保育士採用にかかる経費の補助金上限額を50万円にアップさせていただいたという点が主なものとなります。また、公立保育所での採用に関しては、働いている職員のコメント集を作成し配布するなどの取組等を行っております。今後の施策の検討にあたっては、魅力発信にも努めていきたいと思っています。

委 員：経費ですが、今、保育士に補助保育士の様な制度があって、保育士の免許は持っていないけれどもサポートでやっていますという方たちの支援がありますが、その支援とは違うので

すね。

事務局：こちらに関しては、保育士採用に係る事業所への経費補助なので、本市の場合は、本人の手に届くというものではありません。

委員：分かりました。ありがとうございます。幼稚園は補助の対象に入っていないのですね。

事務局：幼稚園は補助の対象に入っておりません。

委員：分かりました。

委員：もう一点だけ、今、皆さんが保育の質のことをお話されることが多いのですが、配置基準より多く職員を採用することも保育の質に通じるでしょうし、他にも保育の質は、様々な要素を持っていると思います。昨年度までの会議の時に、「保育の質は人によって捉え方は違うが、市として方向性を定めないといけないのではないか」という話が出たかと思えます。例えば、この支援事業計画の中に載せる方向性があるのかというのが一つと、計8回の会議の中で、皆で保育の質の方向性を定めましょうというのは難しいと思うので、分科会を作る等して細かい調整が必要になってくるのかと思いますが、分科会を作ることは、選択肢としてあるのかお伺いしたいです。あとは、この子ども・子育て支援事業計画とは別に本市には総合計画がありますが、そこの兼ね合いはどうなっているのか、また、この計画を誰に向けて作っているものなのか。この計画自体はとても良いものができるのですが、誰に向けて作っているのか、保育の質のところ少しやんわりして方向性が定まっていらないような気がします。ちょうど改定のタイミングを迎えるので、その辺りについて事務局としていかがお考えでしょうか。

会長：保育の質の方向性、総合計画との兼ね合いと誰に向けて発信しているかということについて事務局よりお願いします。

事務局：まず保育の質の定義に関して、委員がおっしゃったとおり、受け手にとって質というのは千差万別で、温度感や思いが異なる中で、大和市としての質の定義を謳えるかということ、今は難しいと思っております。だから書かなくて良い、考えなくてよいとは思っていませんが、現時点では大和市としての質の定義の検討には至っていないという回答になります。

事務局：大和市の総合計画との兼ね合いですが、この子ども・子育て支援事業計画は5年計画ということで、どの市町村もこの期間については、令和7年度から5年間の計画として定めまします。今回、総合計画については、市長が新しく変わったため計画の対象期間を1年延伸して、今、策定作業中で、次期計画の始期については、令和7年度からとなります。市の上位計画は総合計画になりますので、総合計画の進捗を踏まえ、いわゆる理念というものを共有しながら、次期子ども・子育て支援事業計画について策定をいたします。現段階では、総合計画については、総合計画審議会はじめ、市民の意見を聞きながら策定を進めているところですので、総合計画の中での子育て分野の理念等を踏まえながら整合性を取った形で策定作業を進めなければならないと考えています。質の確保のための分科会をこの会議の下部で作るということにつきましては、場合によっては子ども・子育て支援事業の会議ということで、放課後児童クラブやいわゆる健診事業等を包含していますので、いろいろ

な手法があると思います。ただ、事務局としては、分科会を開くにしても委員に対する報酬等、予算化されておられません。また、今年度中は計画期間のスケジュールもありますので、難しいと考えていますが、いただいたご意見を踏まえながら検討させていただきたいと思います。

事務局：(資料に基づき基本目標2について説明)

会 長：ただいま説明のあった基本目標2について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委 員：個別目標とその取組状況の①「情報発信・相談支援体制の充実」の一番下の丸に「養育支援を自ら積極的に求めることが困難な状況にある家庭に対し、心理士等の専門職やヘルパーを派遣し援助を行いました」と書かれており、現状と課題の③に「子育てに困りごとを抱えている中で」とありますが、これは、自ら悩みを発信することや市の相談窓口に行きにくい方への支援のことを書かれていると思うのですが、訪問などになると思いますが、施策の方向性はどちらかという、訪問の形の話は出ていなくて「周知」や「開かれた場所を開催します」となっていて、「訪問します」とは書いていない気がするのですが、今後、訪問支援に力を入れていく予定はあるか教えてください。

会 長：事務局より説明をお願いします。

事務局：養育支援訪問ですが、おっしゃるように、市の相談窓口に来づらい方などに対してこちらの方から定期的に訪問するといった事業で、必要な家庭には引き続き実施していくところでは変わらないと考えています。記載については施策の方向性の中でのボリュームの問題もあると思うのでそこは検討をさせていただきたいと思います。

委 員：よろしくお願いたします。

委 員：配食サービスについて、健診に来なかったり、市とつながっていない方を訪問したりしているかと思うのですが、そういう方たちが社会に入ってきたということや、広場に出られるようになったというような部分は結構あるのでしょうか。

事務局：配食サービスについては、乳幼児期の健診の未受診の方を繋げるというよりも、もう少し上の世代で家庭の事情で親御さんが食事を作れない等、支援が必要な家庭に対し、配食により子どもの見守りを行っております。健診未受診などの場合は、地区の保健師等が訪問したりして、そこでお母さんとの関係性を築いたり、お子さんの発育の状況を確認する等の中で関係性を作った上で支援をしていくこととなっております。

委 員：では、0歳のところは専門性がある方達が回っているということですね。ありがとうございます。

委 員：現状と課題の①に「子育て世代包括支援センター事業と子ども家庭総合支援拠点事業について」記載がありますが、現状、大和市は、こども家庭センターを設置して運営されているということによろしいですか。

事務局：おっしゃるとおり、この4月からこども家庭センターとして運営しております。補足とな

りますが、元々国で母子保健の係と児童虐待等に対応する係が別のところにあったりするのが、一緒に対応した方が効果的ということでこの事業構想が全国的に進められています。すくすく子育て課は、以前から同じ課の中で席も隣のような状況で行っておいりましたので、そのような意味では比較的、職員の必要な配置だけすればこども家庭センターとして運営できる形として整ったということとなっています。

委員：個別目標とその取組状況の③「情報発信、相談支援体制の充実」のところの丸の5つ目「関係機関と連携し、児童虐待の発生予防、早期発見に努めました」と次の「養育支援を自ら積極的に求めることが困難な家庭に対し～」というこの辺りが大体繋がっているのかと感じているのですが、こども家庭センターではそういう家庭の情報共有や児童相談所との共有等は、センターの規模が大きくなると情報共有が縦割りになるのでなかなか共有しにくいイメージがあるのですが、その辺りはどのような形で対応しているのか教えていただきたいと思います。

事務局：こちらにつきましては、以前からすくすく子育て課の家庭子ども相談係が、児童虐待や要保護児童対策地域協議会の窓口でもございますので、養育支援の訪問の方の取りまとめも行っています。児童相談所とは定期的に情報共有もしており、今、モデル事業として週2回児童相談所の職員が来てくださり、この案件は児童相談所で行った方がよいのか市で行った方がよいのか、そういった協議もさせていただいております。先ほども申し上げましたが、前々から母子保健の係は隣にいて、定期的に会議にも一緒に参加しており、母子保健からすると特に妊婦さんで心配な話が入ってくると、定期的に情報共有する場を設けております。また、緊急性が高い時はすぐに集まって、緊急受理会議を行っておりますので、そちらの方はこれまでと同じような形で情報共有を密に行って進めていこうと思っています。

事務局：（資料に基づき基本目標3について説明）

会長：ただいま説明のあった基本目標3について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委員：現状と課題の④乳幼児健康診査は、とても大事な事業だと思います。ここに当たっての施策の方向性は、健診の未受診児の全数把握を行うとありますが、現状を把握はされているのかということと、未受診の方に関しては、受診に持っていくための施策等、どのようにアプローチをされているか教えてください。お子さんは自分で「具合が悪い」とか「心がモヤモヤする」等、言える年齢ではないので、この乳幼児の健診を保護者の方に大事だということを自覚してもらうことは大切ですし、実際に受診をされれば良いわけではなくて、受診をされた時にアドバイスされたことやご指摘していただいたことをどう受け止めていらっしゃるかがさらに重要だと思います。また、お子さんによっては、乳幼児期よりも年齢が上がったとき、成長や発達に関わってくると思うので、そこは大事にしていかなくてはいけないと思っています。

事務局：乳幼児の健診は、基本的に4か月、8ヶ月、1歳6か月、3歳6か月の4つを行っています。その他にも細かい相談事業を行っていますが、基本は大きなその4つです。未受診の場合には、基本的に連絡などして、お子さんの安全確認をしているところです。特に4か月等の小さい時、基本的に地区の保健師が受診していなければ受診を促しつつ、どうしても来ない方は、できるだけ訪問等をして、お子さんの成長の確認もしている状況です。おっしゃるように、発達の心配が見えてくるのが3歳6か月で特に見えてきやすくなるので、心配があると保健師が発達の相談につなげるような助言をする仕組みに努めていますが、少し否定的に受けとめられる場合も確かにありますので、そこは、保健師のスキルアップをする等、できるだけ寄り添いつつお母さんの行動変容につなげられるような働きかけがうまくできるかどうか、まずは健診の場では問題になってくると考えています。

委員：前から比べるととっても相談件数も増えているので、だいぶ浸透してきたという傾向があると思いますので、これを引き続き相談できる場所がたくさんできるといいと思っております。

委員：お願いが一点あります。現状と課題の③本市ニーズ調査について、この調査は人海戦術で実施されていると推察しており、その場合、同じ問いに対して複数の課の担当者が傾向分析していると邪推してしまうのですが、今後、事業が膨らむ中で、アンケートを取る結果も膨大に増えてくるので、精度も上がっている生成AI機能やデータ分析のプロにアウトソースするなど活用いただき、しっかり市民の声を聞いていただきたいと思っております。

事務局：(資料に基づき基本目標4について説明)

会長：ただいま説明のあった基本目標4について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委員：ここは、すごく今回の大事なところだと思っているのが、現状と課題の⑤子どもの居場所づくり、そこから施策の方向性の④⑤「こどもの居場所づくり、多様な交流や青少年の情操を養う」というところに関して、今回、新しく項目として出てきたところだと思います。この状況は、乳幼児期から小学生になるまでに一般のお子さんは自分で仲間作りができるのですが、不登校や家庭環境の影響によって自分の居場所がないという子たちが出てきています。中学校だと不登校の居場所を大和市では設置いただいておりますが、このような部分は今回ようやく子どもの家庭について着目されているので、また次回、子どもの居場所に着目してお話を伺い情報交換をしたいので、是非この辺りに関しても掘り起こしたいというお願いです。

会長：居場所づくりは、大変大切なもので、大和市は学校に行けない子どもでも、その受け皿が各所にあると思いますので、その受け皿の話等を次回したいと思います。

事務局：(資料に基づき基本目標5について説明)

会長：ただいま説明のあった基本目標5について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

ます。

委員：施策の方向性の②に障がい児や医療的ケア児の家庭について書かれているのですが、これは一つ一つが広い分野だと個人的には思います。相談支援専門員や医療的ケア児コーディネーターと連携するのは、相当難しいと思っている中で、その辺りの内容を住み分けていく必要があり、連携を取る必要はありますが、障がいを持ったお子さんと医療が必要なお子さんは全然違うタイプだと思うので、その連携はどのように取るのか、大和市の中で保育園・幼稚園と小学校がどのように連携していくのか、また次回話をさせていただきたいと思います。

委員：そうですね、うちの地域では、医療的ケア児は、私のところでも預かっておりますが、学校とも保護者ともとても連携が取れてスムーズにいています。大和市は割とスムーズな形になっていると思います。

委員：私自身の子どもはそういう傾向はないのですが、社会的なニュースで他の市町村の話では、まだまだケアが必要な家庭に支援が届いていないのではないかとという疑問があったので発言しました。

4. その他

(1) こどもの意見聴取について

事務局：(資料に基づき説明)

(2) 大和市文化創造拠点運営審議会の委員選任について

事務局：この審議会は、大和駅近くにある文化創造拠点シリウスの指定管理者の候補者選定の運営の評価を行うもので、シリウスの中に屋内こども広場という子どもの遊び場があることから、子ども・子育て会議の委員の中から1名推薦をしており、任期は令和4年9月1日から令和6年8月31日までの2年間となっています。これまで前委員の鈴木委員が務められておりましたが、委員改選により解嘱となったため、別の委員の推薦について依頼がございました。職務代理が務められていた経過もあることから中尾委員にお願いしたいと考えておりますのでご報告いたします。

(3) 令和6年度 大和市子ども・子育て会議開催スケジュール

事務局：次回会議について、ご案内いたします。次回会議は、令和6年6月26日(水)14時から、保健福祉センター5階501会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

委員：意見書のお話があったと思いますが、メールで事務局の方からいただいてもよろしいですか。時間が押してしまったので、質疑等ができていない部分があるので、そちらをメールでいただいた際に送ります。次回の会議の際に報告をよろしくお願いいたします。

5. 閉会